

武蔵野短期大学 研究活動における倫理教育細則

(目的)

第1条 この細則は、武蔵野短期大学（以下「本学」という）の研究倫理規定第15条に定める研究倫理教育の実施に関する内容等を定めたものである。

(対象)

第2条 この細則で定める研究倫理教育を受ける対象は、研究倫理規定第2条に定める者とする。

(組織)

第3条 本学が行う研究倫理教育（以下、「倫理教育」という）に関しては、本学職員によって組織された研究倫理教育担当が行うものとする。

- 2 研究倫理教育担当責任者は事務局長とする。
- 3 責任者以外の担当は研究倫理教育担当責任者の推薦の下、学長が決定する。

(実施時期等)

第4条 倫理教育に関しては、研究倫理教育担当が各年度において1回以上、本細則第2条に定める研究者（以下、「該当研究者」という。）全員に対して行うものとする。

- 2 該当研究者は倫理教育の受講を必須とする。

(未受講者対応)

第5条 倫理教育の受講に関して、何らかの理由で受講できなかった研究者に対しては、別途、研究倫理教育担当が個別に受講の機会を設定するものとする。

(受講状況の把握)

第6条 研究倫理教育担当は該当研究者に対して、倫理教育の受講記録簿の提出を求め、これを以て、受講状況を把握するものとする。

(細則の変更)

第7条 この細則は、教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この細則は、平成28年3月8日より施行する。